第二次阿蘇市障がい者活躍推進計画

機関名	阿蘇市
任命権者	阿蘇市長

⇒1 <del></del>	○△5-5-7-4-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1
計画期間	○令和7年4月1日~令和12年3月31日(5年間)
	○計画期間内においても、毎年度、取り組み状況を把握・検証
	し、必要に応じて計画の見直しを行う。
阿蘇市における障	阿蘇市では、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障
がい者雇用に関す	害者雇用促進法」という。) 等に基づき、これまで、障がいのあ
る課題	る人を対象とした職員採用の実施による雇用機会の充実、働き
	やすい職場環境の整備に取り組んできた。
	しかしながら、平成30年8月、公務部門における任免状況
	報告誤りの実態が全国的に判明し、本市においても再点検を行
	った結果、市長部局において、厚生労働省の定めるガイドライ
	ンに即した手続きを経ずに誤った報告を行っており、法定雇用
	率が未達成であることが判明した。
	そこで、平成 31 年 1 月 1 日~令和元年 12 月 31 日及び令和
	2年1月1日~令和2年12月31日を計画期間とする障がい
	者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行った結
	果、令和2年度中に採用人数の不足を解消した。
	また、障がいのある職員にとって、安定的な職場環境が整備
	される一方で、高齢化も進み、今後年齢構成の均衡を考慮した
	計画的な採用を確保する必要がある。
	引き続き法定雇用率達成の維持に努め、本計画のもと、障が
	いのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向
	けた体制整備を推進する。
	なお、当初計画期間が令和6年度末で終了することから、第
	二次計画を策定し、取り組みをさらに推進していく。
策定主体	阿蘇市が策定し、教育委員会及び水道局は特例認定により、互
	いに連携して対応していく。
周知・公表	○策定又は改定を行った計画は、全ての職員に対して周知する
	とともに、市のホームページに掲載するなど、適切な方法で
	公表する。
	○市長の障がい者雇用に関する取り組み方針を公表する。
	○数値目標の達成状況及び計画に掲げる取り組みの実施状況
	等についても、毎年度、周知・公表する。
t	

目標	
① 採用に関する	【数値目標】
目標	(各年度) 当該年 6 月 1 日時点の法定雇用率以上
	(参考) 実雇用率の推移 ※() 内は実雇用人数
	令和 4 年度 2.49% (9 人)
	令和5年度 2.49% (9人)
	令和6年度 2.74% (10人)
	【評価方法】
	毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
② 定着に関する	不本意な離職者を極力生じさせない。
目標	
③ 満足度に関する	【満足度の全体評価】
目標	(各年度) 90%
	【評価方法】
	毎年6月1日時点で在籍している障がい者(新規採用除く)に
	対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理。
	【対象者】
	障害者手帳等を持つ職員(臨時的任用職員、会計年度任用職員
	を含む)

取り組み内容		
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備		
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として総務部総務課長を選任する(令和 2	
	年3月2日に選任済)。	
	○障害者雇用推進者や予算を所管する責任者等を構成員とす	
	る「障がい者雇用推進チーム」を設置する(令和2年3月2	
	日に設置済)。	
	○「障がい者雇用推進チーム」については、原則として年1回	
	開催し、障がい者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等	
	を議題として扱う。	
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含	
	む。) 全員について、熊本労働局が開催する障害者職業生活相	
	談員資格認定講習を受講させる。	
	○職場内の各々の立場 (障がいを持つ職員本人、共に働く職員、	
	業務を指示する職員)に応じた研修を計画し、協働のための	
	スキル向上を目指す。	

	pulse you has be a summer	_ 4b ( ) ) w whate _ 27 da
2.	障がい者の活躍の	り基本となる職務の選定・創出
		○現に勤務している、または今後採用する障がい者の能力や希
		望も踏まえ、年に1回以上、職務整理表や組織内アンケート
		等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。
3.	障がい者の活躍を	と推進するための環境整備・人事管理
	(1) 職務環境	○障がいの特性に配慮した施設の整備を行う。
		○障がい者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備
		を検討する。
		○定期的な面談その他の適切な方法を通じて必要な配慮等を
		把握し、継続的に必要な措置を講じる。
	(2) 募集・採用	○採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、特性に配
		慮した選考方法や職務の選定を工夫し、障がい者の積極的な
		採用に努める。
		○障がい者の活躍の場を拡げるため、会計年度任用職員の障が
		い者枠採用を取り入れる。
		○精神障がい者、知的障がい者の採用拡大を図るため、公務部
		門における定着支援等の方策について全国の先進事例を収
		集し、すべての障がい者が働くことのできる市役所を目指
		す。
		○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
		・特定の障がいを排除して募集を行うこと、または特定の障
		がいに限定して募集を行うこと。
		・自力で通勤できることといった条件を設定すること。
		・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定するこ
		と。
		・特定の就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支
		援が受けられることといった条件を設定すること。
	(3) 働き方	○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各
		種休暇の利用を促進する。
		○障がい者の負担に配慮できるよう職場内の同僚は、障がい者
		の動向に意識を向け、障がい特性、職務内容を把握し、必要
		に応じてサポートを行うよう努める。
	(4) その他の	○所属長による面談等を通じて、障がい者一人ひとりの特性や
	人事管理	能力、希望等を把握するとともに、業務との適切なマッチン
		グを図る。
		○配属先については、本人との協議の上、必要な範囲で合理的
		配慮の提供を行う。

○障がい者からの要望を踏まえ、可能な範囲内で障がい特性に 配慮した職場環境を整える。

## 4. その他

- ○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進 等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を 通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。
- ○毎年度、障がい者就労施設等を対象とした物品等の調達方針 を策定し、種々の物品等を調達しているが、これまでの実績 に限られることなく、その内容や調達先施設等を広げること を目指す。